

令和8年6月26日

市政記者 各位



水戸市長 高橋 靖

職員の懲戒処分について (公表)

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定により、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 被処分職員

- (1) 所属 建設部生活道路整備課
- (2) 補職名 技師
- (3) 年齢 26歳

2 処分日 令和8年6月26日

3 処分内容 免職

4 処分理由

被処分職員は、医療機関の受診をせずに偽造した診断書を使用し、療養休暇の取得及び休職処分を受け、令和7年11月から12月にかけて52日の間、正当な理由なく勤務を欠くとともに、この間の給与を不正に受給していた。また、転院に必要な診療情報提供書を偽造し、人事課を通して医療機関に提出した。さらには、偽造した退去証明書を使用し、不正に受給した令和6年10月から令和7年6月分までの住居手当の返還を免れていた。

このため、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止及び第35条の職務に専念する義務に違反するものであることから、上記処分を行った。

なお、本件については、有印私文書偽造・同行使、詐欺に当たるものであり、水戸警察署への被害届の提出を予定している。

5 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

6 市長コメント

この度、本市職員が偽造した書類を使用して不正行為に及んだことは、誠に遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。

今後は、綱紀の保持と服務規律の確保のため、組織全体で法令遵守の徹底と再発防止を図り、市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

7 問合せ先

総務部人事課 課長 坂場 賢治 TEL 029-232-9120